

丹情審答申第3号

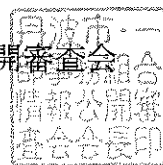
令和元年10月1日

諮問番号：平成30年度諮問第26号

丹波市教育委員会 教育長 岸田 隆博 様

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

会 長 山 下 淳



答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) 2019年1月21日、審査請求人は、丹波市情報公開条例第6条に基づき、丹波市教育委員会に対し、①パルプ工場の臭気等が改善されたと教育委員会が判断した理由の資料（以下、「本件対象文書1」という。）、②山南統合中学校建設場所に関する考察（平成24年6月1日）に記載のパルプ工場の臭いについて記載された理由の資料（以下、「本件対象文書2」という。）について開示請求を行った。
- (2) 2019年2月4日、丹波市教育委員会（以下、「処分庁」という。）は、公文書部分開示決定（本件対象文書1については公文書部分開示とする判断を、本件対象文書2については公文書不存在とする判断を行った）（丹教総第454号）を行い（以下、「本件処分」という。）、同日、審査請求人に通知した。
- (3) 2019年2月7日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分を不服として、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 2019年2月19日、処分庁から丹波市・一部事務組合情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問がなされた（諮

問第 26 号)。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、再度調査を求める。

2 審査請求の理由

公文書開示請求書、審査請求書及び反論書において述べられた本件審査請求の理由は、以下のように要約される。

「山南統合中学校建設場所に関する考察」に記載されたパルプ工場の臭いに関する内容については、市の公式見解でなくても、政策協議の過程において文書法制上保存・作成されるべき文書であり、不存在とするのは不適當である。

第 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が弁明書等において述べられた内容は、以下のように要約される。

(1) 教育総務課長、同係長が、文書管理システムにより該当文書を検索したが、該当文書は存在しなかった。

実際に本件対象文書が存在する可能性のある書庫、事務所内の書棚及び教育総務課で使用するパソコンの保存データを中心に搜索し、当時の担当課長及び担当係長に対象文書の保存状況について聴取を行い、本件対象文書が作成されていないことを確認した。

(2) 本件対象文書については、山南地域市立中学校建設場所に係る市内部の政策協議に向けた資料として、当時の教育総務課において協議用に作成されたもので、記載事項の理由とされた資料は確認できなかった。あくまでも主観的に作成されたものと思われる。

第 5 審査会の判断

当審査会は、次の通り判断する。

1 本件開示請求について

公文書開示請求書によれば、「山南統合中学校建設場所に関する考察」(H24.6.1 政策決定協議資料 作成教育委員会教育総務課)は、山南地域統合中学校建設場所の①新たな敷地を求めて統合する場合、②山南中学校を増築して統合する場合、③山南庁舎を改築して統合する場合、④山南中央体育館等を改築して統合する場合という4つの案について、教育的見地、施設環境としての見地、財政的見地、その他の要件の4つの観点から、それぞれメリットとデメリットを記載した一覧表形式の文書であり、パルプ工場の臭気については、3カ所に①場所によっては、兵庫パルプの臭いを気にすることがなくなる。②臭気等を発生する工場が間近にあり、山際で奥まった立地である。③兵庫パルプの臭いについて改善できない。との記載がある。

他方で、「山南統合中学校:項目別比較資料」(H31.1.11 統合準備委員会資料1)は、新設(中央公園)、既存校舎(山南中学校)、既存校舎(和田中学校)の3つの案について、それぞれメリット、デメリット、その他の項目で構成された一覧表形式の文書であり、そのメリット・デメリット欄にパルプ工場の臭気に関する記載はみられない。

そこで、審査請求人は、「山南統合中学校建設場所に関する考察」が作成された時点から「山南統合中学校:項目別比較資料」が作成された時点までの間で教育委員会が、臭気等が改善されたと判断し、「山南統合中学校:項目別比較資料」に記載されなかった理由となる資料の開示を求めている(本件対象文書1)。

また、「山南統合中学校建設場所に関する考察」にパルプ工場の臭気について記載された理由となる資料の開示を求めている(本件対象文書2)。

2 争点

本件審査請求において、本件対象文書1についての部分開示の判断は争われていない。

本件審査請求の争点は、本件対象文書2が不存在であるとする処分庁の判断が妥当であるかどうかである。

3 本件対象文書2の存否に関する主張等について

処分庁の説明によれば、「山南統合中学校建設場所に関する考察」は、山南統合中学校の統合場所について検討する教育委員会事務局内での協議の過程において、その候補地のメリット、デメリットを一覧表形式で集約・表記した資料と

して、平成 24 年 5 月頃に教育総務課において作成され、平成 24 年 6 月 1 日に開催された関係部長及び関係課による市内部の「青垣・山南地域小中学校統合政策決定会議」の場に資料の一つとして用いられたと言う。

しかし、「山南統合中学校建設場所に関する考察」で 3 カ所にパルプ工場の臭気について記載された理由となった資料については、処分庁は、搜索したが見当たらなかったこと、当時の担当係長に聴取したが作成されていないことを確認したと主張する。

そして、作成されていない理由として、あくまでも主観的に作成されたものと思われると主張する。

4 本件処分の妥当性について

(1) 当時、パルプ工場の臭気については、市職員はもとより広く市民の間でも一般的に周知のことであったと言える。そのため、統合中学校建設場所の検討にあたっても、教育委員会内部において当然に配慮されたであろうことは疑いない。

しかし、当時、教育委員会内部においてパルプ工場の臭気について種々の資料を収集し客観的なデータ等に基づいて検討が行われていたとも考え難い。仮にそうした作業が行われていたならば、関係する資料等をとりまとめた文書ファイルが存在し保管されているはずであるが、そのような文書ファイルは見当たらない。

また、当審査会が「山南統合中学校建設場所に関する考察」に記載されたパルプ工場の臭気に関する 3 カ所の記載を見分したところ、その記述の内容は、専門的な見地からの内容をもったものとは言うことができず、むしろ一般常識的な所感にすぎないことが認められる。

(2) これらのことからすると、平成 24 年当時、「山南統合中学校建設場所に関する考察」に臭気に関する記載を行うにあたって、教育委員会教育総務課が専門的な資料その他の特段の根拠がありそれに基づいて記載したというよりも、むしろ一般常識的な考慮に基づいて記載したにすぎないのであろうと推認されるところである。したがって、臭気に関する記載事項の理由とされた文書は存在しないとする処分庁の説明に不自然または不合理な点はないと言わざるを得ない。

(3) よって、処分庁が本件対象文書 2 について、不開示（文書不存在）決定を

行ったことは妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

山下 淳、長崎良太、松尾信幸、岸部 勇、山本 登

